

情報通信審議会 電気通信事業政策部会
電気通信番号政策委員会（第13回）
議事録

1 日 時

平成27年 6 月30日（火） 15時00分～16時05分

2 場 所

総務省 8階 第4特別会議室

3 出席者

（構成員）

酒井専門委員（主査）、相田委員（主査代理）、一井専門委員、河村専門委員、
三友専門委員

（総務省）

吉田電気通信事業部長、高橋総務課長、塩崎電気通信技術システム課長、
堀内番号企画室長、瀬島番号企画室課長補佐

4 議 題

- （1）「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について
- （2）事業者ヒアリングについて
- （3）消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの1XY番号の付与について
- （4）その他

5 模 様

開 会

【酒井主査】 ちょっと時間よりは早いのですが、あと池田先生が、新幹線が止まっていて遅れているというお話ですので、ただいまから情報通信審議会電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会の第13回会合を開催いたします。本委員会の主査の酒井です。よろしくお願いいたします。

配布資料の確認

【酒井主査】 最初に事務局から、配付資料の確認をお願いいたします。

【瀬島番号企画室課長補佐】 議事次第に従いまして、配付資料を確認させていただきます。資料13-1：諮問書及び付託書、資料13-2：携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方、資料13-3：事業者ヒアリングについて、資料13-4：消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの1XY番号の付与について。参考資料といたしまして、電気通信番号政策委員会構成員一覧でございます。

配付資料は以上でございます。過不足等ございましたら、事務局までお申し出ください。

議題(1)「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について

【酒井主査】 それでは、議題に従って進めていきたいと思っております。本委員会で審議する「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」につきましては、本年6月18日に総務大臣から情報通信審議会に諮問され、その付託を受けた電気通信事業政策部会での審議の結果、本委員会において調査・検討を行うこととなったものです。諮問の内容及び今後の調査・検討の進め方につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【瀬島番号企画室課長補佐】 それでは資料13-1と資料13-2に基づきましてご説明させていただきます。

まず資料13-1をご覧ください。こちらは諮問書になります。諮問書について、読み上げさせていただきます。

「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」について、諮問理由として、携帯電話は、音声通話を始め、電子メールの送受信、インターネット接続等の機能を有するため、国民生活になくてはならない情報通信端末として広く普及しており、平成27年3月末時点の契約者数は1億5,000万件超に達するとともに、年間800万件程度の増加基調を維持しております。

これまでも貴審議会における「携帯電話の電話番号数の拡大に向けた電気通信番号に係る制度等の在り方」を受けまして、平成25年11月にPHSに割り当てていた070番号を携帯電話にも開放するなど、携帯電話番号の需要増に対応してきたところです。

しかしながら、平成27年3月末時点で、総務省が電気通信事業者に指定可能な090番号及び080番号は全て指定済みであり、070番号についても4,580万番号を指定

し、今後指定可能な番号数が4,420万番号という状態となっており、引き続き携帯電話の需要が増大し、現行の携帯電話番号の指定方法を維持した場合、平成30年頃には070番号が不足する可能性がございます。

また、スマートメーター等の各種センサーをはじめ、カーナビゲーション等の車載端末を活用したテレマティクス、GPS位置情報を利用した子供やお年寄りの見守りサービスなど、携帯電話ネットワークを利用したM2Mの進展が見られるようになり、携帯電話番号のさらなる需要増につながると考えられます。

このため、携帯電話番号の有効利用を確保することに加え、携帯電話やM2Mに関する需要の増加に適切に対応し、経済活性化や国民生活の向上を実現する観点から、現行の携帯電話番号とは別のM2M専用番号の導入など、携帯電話に関する電話番号の拡大を検討するとともに、電気通信事業法関係審査基準に規定する携帯電話番号の指定基準の見直しなど、携帯電話番号のさらなる効率的な利用の在り方を検討する必要がある。

以上により、携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方について諮問するものである。

答申を希望する事項としましては、「携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号に係る制度の在り方」、答申を希望する時期としましては、平成27年12月を目途にお願いしたいと考えております。

続きまして、資料13-2をご覧ください。こちらに基づきまして説明させていただきます。1ページで、携帯電話及びPHSの契約数の推移でございます。携帯電話の契約数は、平成27年3月末時点で1億5,000万件超に到達するとともに、年間800万件程度の増加基調を引き続き維持している状況でございます。

2ページでございます。携帯電話及びPHSの事業者別の契約数の推移でございますが、携帯電話の契約数は順調に伸びており、PHSを大きく上回っている状況でございます。

3ページでございます。携帯電話及びPHSのサービス別の契約数の推移になります。直近1年間におけるデータ通信専用契約の伸び率は27.9%と、音声・データ通信契約の伸び率0.6%を大きく上回っているという状況でございます。緑色が通信モジュール、赤色が通信モジュール以外のデータ通信専用契約になってございます。通信モジュールにつきましては、自動販売機、デジタルフォトフレームなどの機器に組み込み、機械同士のデータ通信に利用される部品でございます。

4ページで、通信モジュールにおける携帯電話番号の利用について、参考で入れさせて

いただいております。携帯電話の通信モジュールにおいては、契約者回線の認証やSMSによる通信モジュールへの制御信号の送信などに携帯電話番号が利用されております。以下、自動販売機やデジタルフォトフレームの絵を描かせていただいておりますが、これらの機器に通信モジュールが組み込まれ、携帯電話番号が利用されている例があるというものでございます。

続きまして、5ページでございます。携帯電話及びPHSの電話番号の変遷ということですが、携帯電話の番号需要増に応じまして、桁増しや新たな0A0番号帯の開放を行うことで、番号容量を拡大まいりました。平成11年には、今まで10桁だったものを11桁に、平成14年には080番号、平成25年には070番号を追加することによって携帯電話番号の容量を拡大してまいりました。

6ページをご覧ください。0A0番号帯の使用状況でございます。0A0番号帯は、それぞれの番号帯で用途を設定している状況でございます。020番号を発信者課金無線呼出しに設定しております。030番号、040番号は未設定でございます。050番号はIP電話に設定しております。060番号はUPT又はFMCサービスに設定しております。070番号、080番号、090番号は携帯電話及びPHSに設定しております。

続きまして、7ページをご覧ください。携帯電話及びPHSの電話番号の指定可能数の推移でございます。携帯電話及びPHSの電話番号といたしましては、合計2億7,000万番号を確保しております。平成27年3月末時点で指定可能な番号数は、070番号帯の4,420万番号のみでございます。今後も、現状の指定方法を維持しますと、平成30年頃には指定可能な番号数が不足する可能性がございます。

8ページでございます。携帯電話及びPHSの電話番号の事業者別の指定数について参考で提示させていただいております。直近2年間でPHS番号の新規指定は行われておりませんが、携帯電話番号の指定数は3,130万番号の増となっております。

続きまして、9ページをご覧ください。携帯電話及びPHSの電話番号の指定数と使用数の差分でございます。直近のデータとしては平成26年3月末時点で、5,870万番号となっており、6年間で1,235万番号増加しています。これらが全て不要というわけではなく、事業者の在庫分などは必要かと思いますが、差分は増えているという現状でございます。

10ページをご覧ください。こちらではM2Mについて簡単にご説明させていただきます。M2MとはMachine to Machineの略であり、人間を介在せずに機

器同士がネットワークを介して通信を行い、それぞれ機器が作動するシステムの総称でございます。

自然環境の監視、見守り・セキュリティ、遠隔での使用状況等の監視、車両関係など、さまざまな分野でM2Mの活用が進展しております。M2Mサービスの一部は、通信に携帯電話ネットワークを利用しております。

11ページ、12ページ、13ページは、M2Mサービスの事例でございます。スマートメーターでは、さまざまな通信方式が利用されておりますが、携帯電話ネットワークを利用する場合もございます。12ページ、テレマティクス関連でございます。車に搭載するテレマティクス端末で各種情報などをインターネット経由で収集する場合も、携帯電話ネットワークを利用する例がございます。

13ページをご覧ください。見守りサービスということで、携帯電話事業者各社が提供している端末でございますが、お子さんなどが持つことによって遠隔にいる親御さんにGPS情報を自動的に通知するような仕組みでございます。

14ページをご覧ください。M2Mで利用される通信ネットワークの例を提示させていただいております。M2Mサービスではデータ伝送量や通信距離に応じまして、種類の異なる有線・無線の通信ネットワークが組み合わされて利用されております。広域通信網としては、主に携帯電話ネットワークが利用されております。

続きまして、15ページでございます。M2M関連の需要予測でございます。各シンクタンクが実施したM2M関連の需要予測によりますと、M2Mに利用される携帯電話番号は、平成32年すなわち2020年には4,200万番号に達するという予測がございます。例といたしまして、NTTアドバンステクノロジー株式会社の予測は平成32年に4,200万番号、株式会社シード・プランニングでは通信モジュールの国内市場規模として平成32年に4,300万台を予測しております。株式会社テクノ・システム・リサーチではM2Mサービスで利用されるモバイル回線として平成30年3,000万回線を予想しております。

16ページをご覧ください。こちらはNTTアドバンステクノロジーの予測である4,200万番号の内訳になります。一番多いものとしてテレマティクスを計上しております。

続きまして、17ページをご覧ください。諸外国におけるM2Mサービス用電気通信番号の使用状況でございます。フランス、オランダ、スウェーデン、韓国など、移動通信番号帯の使用率が大きくなっている国において、移動通信サービス用の電気通信番号のひ

っ迫を理由としまして、M2M専用番号を設けているようでございます。使用率が小さい国では、まだ移動通信用番号をM2Mに利用しているようでございます。

18ページをご覧ください。M2Mサービス用識別子の国際標準化動向でございます。携帯電話の国際標準化の団体である3GPPでは、ITU-T勧告E.164に規定される国際公衆電気通信番号であるE.164番号に代わるM2Mサービス用識別子が検討され、平成24年すなわち2012年に技術レポートが取りまとめられております。こちらではソリューションといたしまして、①：現状の番号計画の継続利用、②：影響を最小限に抑えつつ番号計画を拡張、③：新識別子の導入という3つを掲げているようでございます。新識別子の導入については、具体的にどのような識別子を用いるべきという結論には至っていないという状況でございます。

19ページをご覧ください。同じく国際標準化動向として、ITU：国際電気通信連合のITU-Tにおける検討状況でございます。平成22年9月より、欧州の電気通信主管庁の技術検討組織であるECCの主導により、M2Mサービス用の電気通信番号のあり方が検討されており、4つのオプションが提示されております。

オプションA：既存の移動通信番号帯、オプションB：新しいE.164番号帯、オプションC：国際共有番号、オプションD：網内番号、が提示されておまして、今後検討が行われる予定でございます。

20ページをご覧ください。M2M専用番号について、いくつかパターンを提示させていただいております。専用番号のパターンによって、確保可能な番号容量や導入費用に大きく差が出るかと思われまます。

プライベート番号につきましては、各事業者による独自設定が可能な網内番号ですが、事業者間の相互接続はできません。新たな識別子につきましては、国際標準化の検討過程で、標準化時期は未定でございます。今の携帯電話番号と同じ桁数である11桁の新たな0A0番号帯につきましては、番号容量としては、1番号帯当たり最大9,000万番号を確保可能でございます。導入費用としては、18億円プラス数億円となっており、携帯電話及びPHS事業者各社において必要となる見込みでございます。

今の携帯電話番号を桁増しをした場合である12桁から14桁の0A0番号帯につきましては、番号容量としては、12桁の場合は最大9億番号、14桁の場合は最大900億番号確保可能でございます。導入費用としては、12桁の場合は、現行の0A0番号帯、新たな0A0番号帯のどちらを桁増しした場合におきましても、約140億円前後の費用

が必要となります。14桁の場合におきましては、PHSが現在対応しておりませんので、PHS改修にかかる費用が別途かかるようでございますが、それについては積算ができていないようでございます。相互接続については、0A0番号帯では桁増しにかかわらず可能でございます。

21ページをご覧ください。電気通信番号の指定基準の変遷でございます。電気通信番号は、電気通信番号規則及び電気通信事業法関係審査基準に規定する電気通信番号指定基準に基づきまして、国が電気通信事業者に対して指定を行っております。新たに必要な電気通信番号の数は、直近3カ月間の契約数の実績値に基づく需要の増加見込みから算出しております。

経緯としましては、平成13年1月に電気通信事業法関係審査基準を制定、平成14年6月に電気通信番号指定基準を追加しております。平成24年には携帯電話番号の指定基準を設定する他、070番号の開放に伴い算出式のパラメータを変更しております。

現行の電気通信番号指定基準の詳細につきましては、22ページでご説明させていただきます。

22ページ、電気通信番号指定基準における使用率と増加係数についてご説明いたします。需要の見込みを算出する際には、解約後一定の休止期間を設けている番号（解約保留番号）など、やむを得ず保留している番号の存在を勘案して、使用率を設定しております。

増加係数については、需要の増加見込みを算出する際、直近の需要増を反映するため、直近3カ月間の加入者数に掛け算をする形で設定しております。

23ページをご覧ください。ここまで背景のご説明をさせていただきましたが、検討事項（案）としまして、1：070番号帯の枯渇対策及び携帯電話番号の拡大に向けた検討ということで、「今後大きな需要が見込まれるM2Mサービスに関して、専用の番号を設けることについて」、「M2M専用番号を設ける場合の具体的な番号帯について」、「M2M専用番号を設けた場合であっても070番号帯が枯渇する場合の新たな携帯電話番号の拡大について」。2：携帯電話番号の指定基準の検討ということで、「M2M専用番号を設ける場合の指定基準について」、「現行の携帯電話番号の指定基準の見直しについて」としております。

これらを検討していただきまして、平成27年12月に答申をお願いしたいと考えております。

24ページをご覧ください。検討スケジュールでございます。本日6月30日に概要説

明させていただきまして、7月に2回の事業者ヒアリングを行います。1回目は7月9日、2回目は7月28日又は29日で日程調整中でございます。

続きまして、論点整理、骨子案、報告書案の作成を行い、事業部会に報告し、答申を12月にお願いしたいと考えております。

説明は以上になります。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明を踏まえまして、ご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願いいたします。

【酒井主査】 要するに、今回やらなければいけないことは、まずM2Mについて専用番号を設けるかということと、それだけではなくて、どちらにしても番号が足りなくなるので、どうするかという話も含めてというわけですね。

【瀬島番号企画室課長補佐】 そうです。

【酒井主査】 専用番号を設けるという場合には、要するに9,000万の番号帯の1つを充てるというイメージなのですか。

【瀬島番号企画室課長補佐】 専用番号を設ける場合、どこに番号を設けるかということについては、6ページをご覧ください。現在、020番号は一部を使っており、030番号、040番号は全く空いております。このような中から、どの番号帯をM2M専用番号に設定するかということについてもご検討をお願いしたいと思います。

【酒井主査】 例えば、仮に030番号とすると、030番号の9,000万分が全部M2M用になるということですか。

【瀬島番号企画室課長補佐】 そうです。

【相田委員】 ちょっとよろしいですか。18日の親会では、委員の方から、ぜひ020番号の有効活用をお願いしたいという発言がございました。

親会の報告としまして、資料でいきますと15ページで、いくつかのシンクタンクの予測で、平成32年ごろに4,200万番号くらいいるだろうと出ているのですが、最終需要がどれくらいになるかということについては、NTTアドバンステクノロジーの見積もりでは2億くらい行くのではないかということ、過去、番号等の需要はなかなか当たらなかったところではございますけれども、4,200万番号確保しておけばいいのかということ、最終的にはもっと行く可能性があるということ念頭に置いて検討する必要があるかということもございます。

【瀬島番号企画室課長補佐】 最終需要につきましては、2050年ぐらいを超えるのではなかろうかと予想されております。今、最終需要を見越して番号を確保する必要があるのかといったことを含め、どのような形で導入したらよいか検討していただければと思います。

【酒井主査】 普通の携帯電話と比べて、人口による頭打ちというのはないわけですか。

【瀬島番号企画室課長補佐】 人口とは関係なく増える可能性もございます。

【酒井主査】 分かりました。

【相田委員】 一応2億というのは、それも考慮した上で、今の番号を使う需要が最終的に2億くらいまで行くのではないかということではあるのですが、おっしゃるように、いろいろな仮定が入っていて。

【酒井主査】 それは、分かりませんね。

【相田委員】 一気にIPアドレスとかに切りかわっているかもしれませんし、ちょっとわからないです。

【酒井主査】 そうですね。M2Mの識別子にIPアドレスが加わっても、広域の通信網はいるわけだけれど、何か別に共用するようになって、Wi-Fiにでもなるといらないかなりますし、ちょっとわかりませんね。

【瀬島番号企画室課長補佐】 そうですね。

【一井委員】 1点質問していいですか。M2M専用というイメージがよくわからないのですけれども。

【酒井主査】 専用のメリットというのは何があるのですか。

【瀬島番号企画室課長補佐】 例えば070番号というのは、この番号を見たら携帯電話番号ですねと認識される番号だと思っております。その番号が、人がダイヤルしない通信でどんどん使われているという現状でございますので、なるべく070番号のような、人が携帯電話番号と認識している番号はそちらに残しておきたいというのが最初の趣旨でございます。そのため、M2M専用番号をどこまで細かく定義するかというのは、難しいところがあるかもしれませんが、M2M専用のイメージとしてはそのようなものでございます。

【酒井主査】 専用番号にすれば、それだけ桁を増やすということが、お金を出してできないことはないわけですね。

【瀬島番号企画室課長補佐】 今後、すぐにどうするかというのはあるかもしれません

けれども。

【相田委員】 先ほどの17ページでご覧いただいたもの、M2M専用番号を導入した国で、スウェーデンは一部違いますが、普通の携帯電話の番号よりも桁数が長い番号をM2Mサービスに割り当てていて、狭い空間でたくさんの番号が取れるようにということを行っているようです。

【酒井主査】 M2Mサービスが桁違いに増えるのだとすると、人のところよりは桁が多くてもいいのかもしれない。

【一井委員】 しつこくて申しわけないのですが、専用ということの意味がよくわからなくて、つまり、その番号は人が見ないのかということ、必ずしもそうでもないように思います。いろいろな用途がありますと。例えば車が事故を起こして救急119にかけるような、そういうサービスもあったりするのだと思うのですが、そうすると固定網で音声通話を使っていて、音声通話をして、受けたほうは番号通知を受けて、普通の携帯電話と変わらない動作をしてほしいのではないかと思います。これは想像ですが、そのとき専用とは何ですかと、なるべくそのように使ってくださいというようなイメージ。つまり、最終的に、これ以外には使ってはいけないと書けるような性質のものなのか、あるいは、そこまでいわない何か一種のガイドライン的な、いわゆる普通の携帯電話として使っている通信には使わないでねという程度のものなのか。そのあたり、強制力といいますか、規定の厳密さというか、専用番号というには、ちょっとよくわからないような気がするのです。

【酒井主査】 確かに、例えば020番号をM2M専用番号といったところで、別にそれを普通の携帯にを使って通話するようになってしまったら違反というわけでは……。

【堀内番号企画室長】 それは用途違反になります。

【酒井主査】 もともと用途違反になりますか。

【堀内番号企画室長】 仮に、020番号をM2Mサービスの用に供する番号として用途設定をし、制度整備をさせていただいた場合にもかかわらず、通常の、例えば070番号の用途に020番号を使っていたということが明らかになりますと規則違反になります。

【一井委員】 そのようになるように規則を決めましょうということですね。

【堀内番号企画室長】 M2Mの範囲をどこまで厳格に整理するか、この場でもご議論あるかと思いますが、明確な定義というものが、例えば世界的に確立されているのかというと、実はそうでもないのが現状です。サービス先行で、制度が後追いをしているよう

な状況と言えます。

したがって、スライドの10ページでも、一般的にいわれている、また、総務省が今までM2Mをどのように表現してきたかということで、「人間を介在せずに機器同士がネットワークを介して通信を行い、それぞれの機器が作動するシステムの総称」としています。とは言え、先ほど一井先生がおっしゃったように、例えば車の事故の際に、事故の情報を緊急の司令部などとの間でやりとりをする際に、音声が入り得るのではないかというようなことも当然あり得ますので、規則に落とし込むときには、慎重な検討が必要になると考えます。

また、スライドの10ページにM2Mの主な活用分野を挙げさせてもらっていますが、こうした用途に使う場合には、M2M専用番号を使っていただくような制度設計をしたいと思っています。ご議論の結果、M2M専用番号を設けたほうが良いとなり、かつ具体的な番号が示された場合には、当該番号にシフトしていくことになると思います。

【一井委員】 言葉の定義とかで長い時間使うべきだということを言っているわけではないのですが、逆に、例えば何か新しい、今まで我々があまり考えていないような新しいサービスだとか、新しい製品だとかをつくろうと思ったときに、何かこれは使えないのかなとか、できないのかなということがあってはいけないのかなと、それだけです。

【堀内番号企画室長】 ありがとうございます。資料13-1の諮問理由でも触れさせていただいているのですが、経済活性化や国民生活の向上を実現する観点も踏まえてご議論いただきたいと思っております。M2Mについては、詳細に書けば書くほど、ある意味、対象がクリアになるという意味では良いのですが、他方で限定がかかることとなります。現状、将来にわたって全てのサービスを予見できるわけでもなく、これから伸びていく分野でもございますので、その辺のバランスを取りながらのご議論をお願いしたいと考えております。

【酒井主査】 あくまでもM2Mの用途だけで、例えば自動販売機に番号がついたときに、おつりが出ないというときに何か押すと、オペレータとしゃべれてもいいわけですね。

【堀内番号企画室長】 そういう用途もあり得ると思います。

【三友委員】 すみません、1点確認なのですが、今の現行の番号体系の中で、M2Mに使われているであろう番号数というのは、この3ページの赤色の部分、データ通信の通信モジュール以外というところが、それに当たると考えていいのですか。

【瀬島番号企画室課長補佐】 10ページで紹介させていただきましたM2Mの主な活

用分野、こちらで使われているのは主に通信モジュールが組み込まれているものだという
ことで、緑色の部分を想定しております。

【三友委員】 モジュールのほうになるわけですね。

【相田委員】 この赤色の部分はタブレット、あるいは電子書籍端末等の利用が多いか
なという感じではありますけれども、この赤色の部分でも、そういうM2Mとして使われ
ている部分があるかもしれない。ただ、それは把握し切れないという感じです。

【三友委員】 基本的に今、M2Mでこれぐらい使われているだろうという明確な数字
はないと。

【瀬島番号企画室課長補佐】 通信モジュールはこのぐらい、通信モジュール以外のデ
ータ専用契約というのはこれぐらいという、数字はこれしかありませんので、M2Mをど
のように定義するか、イコール通信モジュールと定義するのであれば、こちらになるでし
ょうしということでございます。

【酒井主査】 その規定いかんによっては、例えばM2M専用番号を設定した時に、だ
んだん赤色の部分で番号が使われることになる可能性もあるのですか。

【瀬島番号企画室課長補佐】 赤色の部分も、結局データ専用契約になりますので、人
がダイヤルする番号でないものなのです。

【酒井主査】 あまりいい番号というわけではないですから。

【瀬島番号企画室課長補佐】 新しい番号帯に移行させることが、本当に可能なのかど
うか。M2M専用番号についてどのような形になるかというのは、もしかしたら今後、事
業者さんからいろいろお話を聞けるかなと思います。

【一井委員】 データ専用の契約でLINEしか使っていないとか、あるわけですから。

【瀬島番号企画室課長補佐】 でも、LINEは電話番号で認証しませんでしたか。

【一井委員】 そうなのですけれど。

【瀬島番号企画室課長補佐】 確かに。

【一井委員】 一度認証しておけば、できます。

【堀内番号企画室長】 今のお話に出ましたように、M2Mというものをどのような対
象にするかにもよりますが、3ページの図でいいますと、赤色のデータ通信専用契約の通
信モジュール以外という部分でも、専用番号をつくることとなったときに対象となるもの
も含まれ得るのではないかと思います。

現状、法令に基づき、事業者から毎年報告をいただいているのですが、その際に、まず

データ通信専用か否かという大きな区分けと、通信モジュールの契約数はどれくらいかという取り方をさせていただいています。我々のほうで把握できているサービス別の区分というのは、この3ページの内容ということになります。

他方、データ通信専用契約の通信モジュール、この緑色の部分については、現状においては数的にはまだまだではございますが、平成27年3月末で約1,200万番号まで伸びております。また、スライド15ページで説明したように、市場予測を複数の企業がやられておりますが、捉えやすいということもあるのでしょうかけれども、通信モジュールの台数の伸びがどの程度なのかに着目した予測をたてられています。客体として捉える上では、通信モジュールというのは1つの大きな要素になろうかと考えています。

【酒井主査】 青色の部分も、赤色の部分も、人間1人が何個も番号を使うという感じになるけれど、緑色の部分になると、ちょっとそれと関係なくなってしまう可能性はある。

【瀬島番号企画室課長補佐】 そうですね。

【堀内番号企画室長】 はなから機械に組み込まれていますので、人間が介在する、利用者が通信に介在するという面からすると最も遠い部類になろうかと思えます。

【酒井主査】 数も読みにくい。

【堀内番号企画室長】 はい。議論を先走るつもりは毛頭ありませんが、仮に新しい制度設計を行う場合には、規制が与えるインパクト、新しい制度が与えるインパクトは考えなければいけないと思っております。いかに負担なく、連続性を持って新しい規律なり枠組みに移行してもらうかということもトータルで考えなければいけないと考えております。

【三友委員】 すみません、質問なのですけれども、15ページのM2M関連の需要予測がございませぬけれども、通常の携帯電話番号の使われ方、人が使うほうの予測はないのですか。

【瀬島番号企画室課長補佐】 実は、そういったものはなくて、今、携帯電話番号は、先ほど申し上げましたように1億5,000万契約で、そのうち、確かに通信モジュール自体は1,200万番号程度なのですけれども、それ以外で既に人口を大きく上回っているという状況でございます。

そういった意味で、1人1台持ち、2台持ちで、それがどこまで増えるのかという予想が、探してみたのですが、今はない状況でございます。

【三友委員】 これは多分携帯各社のビジネスモデルにも随分依存するところがあって、それこそ、最近聞くところによると、携帯の端末をかえたときに、機種変更して新しい端

末に以前の番号はつけるのだけれども、古い端末に別の番号をつけるとか、そういうことでディスカウントを与えるような、そういったビジネスモデルもあると聞いています。

だから、まさにどういうビジネスをするかということに影響されると思うのですが、ただ、無尽蔵に与えられるものなのかどうかということも考えていかなければいけないのかもしれないですね。基本的にはビジネスの問題だとは思いますが、資源でもあるので。

【河村委員】 よろしいですか。ちょっと違う観点なのですが、諮問の中にはM2Mだけではなくて、指定基準の見直しなどというところも入っています。その点で、素朴な感想なのですが、1ページに、携帯電話は年間800万件程度の増加で安定しているということなのですが、9ページを見ると、使用数と指定数の間に平成26年3月で5,870万の差があるということで、2年分ぐらいあれば十分なのではないか、それ以上必要ないのではないかという気がするのですが、何かこの辺は多いなという感想でございます。

【瀬島番号企画室課長補佐】 こちらの使用数と指定数の差、これは全て無駄というのではなく、携帯各社である程度在庫は必要でしょうし、また解約保留番号ということで、解約した後、一定期間は番号の再販をしないような形にされていたり、試験用に使われているもので、必ず在庫は必要になってくると思います。しかし今現在070番号が枯渇している状況において、本当に必要十分なのかということについては確認させていただければと思います。

【酒井主査】 ここでの議論は、とにかくM2M用の専用番号をつくるのかどうか。つくるとすると、どの番号帯になるのか。さらに、それ以外に今度は普通の携帯の番号も枯渇しそうなので、そこはどうするのか。それから指定基準の見直し。考えてみると、随分幅はあるわけです。

【堀内番号企画室長】 まず、議論の出発点といたしましては、7ページのスライドにありますように、総務省が事業者に割り当てることができる番号数、いわゆる在庫についてざっくり言いますと、ここ数年で毎年1,500万番号程度を事業者指定しているために在庫が減っている状況です。平成27年3月末現在で、残りの番号数は4,420万番号になっています。このペースが維持されると、3年後には番号が不足してしまうのではないかとというのが、まず大きな出発点です。

これからご議論いただきたいと思っておりますM2Mについては、現在、全てが携帯電話番号に内包されてしまっていますので、我々が指定している番号がM2Mに使用されて

います。今後、M2Mサービスが大きく伸びるだろうともいわれておりますから、M2Mというものに着目をいたしまして、番号政策上のような交通整理をさせていただければ良いのかというご議論をいただきたいのが1点。

また、仮に、新たなM2Mの枠組みをつくったとして、携帯電話番号の減少ペースは落ちるのかもしれませんが、いずれ枯渇してしまうおそれもゼロではありません。そのときに、慌ててご議論をいただくというのではなくて、まさにこのタイミングで、将来的な予見可能性を高める観点から、携帯電話番号の今後の取り扱いについてもご議論をいただければと考えます。時間軸が異なる話ですが、両者についてのご議論をお願いしたいと思っております。

加えて、先ほど河村先生からもお話のありました審査基準のお話につきましても、ここ数年で毎年国が1,500万番号を事業者に指定しているという現状と、我々が事業者にお渡しした番号の全てが必ずしも使われていないという現状を併せ考えまして、携帯電話番号全体の枯渇ペースをいかに抑えられるかという、複層的な工夫についてご検討をお願いしたいと思っております。

【一井委員】 今、指定基準の話で、070番号という、いわゆる音声込みでやっているものとM2M専用というもので基準を変えることがあってもいいわけですね。例えば、そこにM2M専用というものの実質的な意味を持たせるということもあるのかなという気がします。

【瀬島番号企画室課長補佐】 23ページの検討事項におきまして、携帯電話番号の指定基準につきましても、M2M専用番号の指定基準、それと既存の携帯電話番号の指定基準の両方についてご検討をお願いしたいと考えております。

M2Mということで、通常の携帯電話の需要の計算の仕方でのよいのかどうかとか、また、現状の携帯電話番号の指定基準、例えばいろいろな要件を課しておりますけれども、そのようなものを全く同じように適用するのかどうか、そういったことをご議論していただければと思います。

【酒井主査】 070番号が平成30年にゼロになるという話なのですが、M2Mの条件を議論することによって、実際平成31年なのか、35年なのか分かりませんが、番号の枯渇時期が伸びることになる。そうすると、その条件下で、音声側をどうするのか議論はしなければいけないわけです。

いかがですか。大体必要な内容は議論できたと思います。 よろしいですか。まだこれ

から相当それぞれの議論をやらなければいけないと思いますので、今日のところは、ここまでにいたしまして、事務局より提案のありました調査・検討内容及びスケジュールに基づき、本委員会における調査・検討を進めることとしたいと思います。

議題（２）事業者ヒアリングについて

【酒井主査】 次の議題ですが、この調査・検討を進めるに当たりまして、事業者によるヒアリングを要請することについて、事務局から提案いただいております。ヒアリングの内容等につきまして、説明をお願いいたします。

【瀬島番号企画室課長補佐】 資料１３－３に基づきましてご説明させていただきます。１ページをご覧ください。携帯電話番号の有効利用に向けた電気通信番号制度の在り方の検討に資するため、携帯電話及びPHS事業者、MVNO事業者、固定電話事業者及びM2Mのサービス利用事業者を対象としてヒアリングを実施したいと考えております。

第１回のヒアリングとしまして、７月９日を予定させていただいております。対象事業者としましては、携帯電話各社としてNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル、MVNOとしましてインターネットイニシアティブ。第２回のヒアリングにおいては、これは７月下旬で調整中でございます。対象事業者として、固定電話事業者の東日本電信電話株式会社、ジュピターテレコム、あとM2Mサービス利用事業者に、今、複数社調整をさせていただいております。

２ページをご覧ください。ヒアリング項目（案）でございます。ヒアリング項目につきましては、それぞれのヒアリング対象事業者ごとに設定させていただいております。まず携帯電話及びPHS事業者でございます。（１）携帯電話番号の需要について。「現状、携帯電話番号を利用するM2Mサービスとして、どのようなサービスを提供しているか。」、「今後、携帯電話番号を利用するM2Mサービスの需要の伸びをどのように想定しているか。」、「今後、070番号の需要の伸び（M2Mサービスを除く）を、どのように想定しているか。」

（２）M2M専用番号について。「携帯電話網を利用するM2MサービスにM2M専用番号を設けることについて、どのように考えるか。」、「専用番号を設ける場合、どのような番号又は識別子及び桁数が良いと考えるか。」、「M2M専用番号を設ける場合、携帯電話事業者間又は携帯電話事業者以外の電気通信事業者との間でどのような影響、又は留意すべき事項があるか。」、「M2M専用番号を設ける場合、現に利用している利用者への影響をどの

ように考えるか。利用者保護の観点から、どのような方策が考えられるか。」「M2M専用番号の指定基準についてどのように考えるか。」

(3) 携帯電話番号の枯渇対策について。「携帯電話番号の枯渇対策として電気通信番号指定基準を見直す場合、どのような影響又は留意すべき事項があるか。」「将来的な携帯電話番号の枯渇対策として、どのような方策が考えられるか」ということでございます。

3ページをご覧ください。MVNO事業者になります。基本的には携帯電話事業者と同じですが、(1) 携帯電話番号の需要について。「携帯電話番号を利用するM2Mサービスとして、どのようなサービスを提供しているか。」「今後、携帯電話番号を利用するM2Mサービスの需要の伸びをどのように想定しているか。」「今後、070番号の需要の伸び(M2Mサービスを除く)を、どのように想定しているか。」

(2) M2M専用番号について。「携帯電話番号を利用するM2MサービスにM2M専用番号を設けることについて、どのように考えるか。」「M2M専用番号を設ける場合、どのような番号又は識別子及び桁数がよいと考えるか。」「M2M専用番号を設ける場合、携帯電話事業者(MNO)との間でどのような影響又は留意すべき事項があるか。」「M2M専用番号を設ける場合、現に利用している利用者への影響をどのように考えるか。利用者保護の観点から、どのような方策が考えられるか。」

(3) 携帯電話番号の枯渇対策について。「将来的な携帯電話番号の枯渇対策として、どのような方策が考えられるか。」でございます。

4ページをご覧ください。こちらは固定電話事業者に対するヒアリング項目でございます。(1) M2M専用番号について。「M2Mサービスに使用する識別子について、どのように考えるか。」「携帯電話網で利用するM2M専用番号を設ける場合、固定電話網にどのような影響又は留意すべき事項があるか。」「携帯電話網で利用するM2M専用番号を設ける場合、どのような番号及び桁数が良いと考えるか。」「携帯電話網で利用するM2M専用番号を設ける場合、番号の桁増しや新たな識別子の採用を行うとすれば、どのような影響又は留意すべき事項があるか。」ということでございます。

続きまして、M2Mサービス利用事業者に対する質問でございます。(1) 携帯電話番号を利用するM2Mサービスの需要について。「現状、どのような携帯電話番号を利用するM2Mサービスを行っているか。」「今後、携帯電話番号を利用するM2Mサービスの需要の伸びをどのように想定しているか。」

(2) M2M専用番号について。「携帯電話を利用するM2MサービスにM2M専用番号

を設けることについて、どのように考えるか。」、「M2M専用番号を設ける場合、どのような番号又は識別子及び桁数がよいと考えるか。」、「M2M専用番号を設ける場合、現に提供しているM2Mサービスにどのような影響又は留意すべき事項があるか。」、「M2M専用番号を設ける場合、現に利用している利用者への影響をどのように考えるか。利用者保護の観点から、どのような方策が考えられるか。」こちらについて、ヒアリング項目（案）とさせていただきます。

説明は、以上となります。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

それでは、この件に関するご質問、ご意見等ありましたら、よろしくお願ひします。

【相田委員】 1つよろしいですか。今回、諮問が携帯電話の有効活用策でということで、諮問は受けているのですけれども、ヒアリングで事業者さんにお伺いするときには、固定電話事業者さん、M2M利用事業者さんに対して、M2M専用番号なるものができたとしたら、固定網でも使う可能性があるかというのは聞いておくべきではないでしょうか。諸外国でもスウェーデンなどで固定網用のM2M専用番号をつくっている国もあります。

だから、同一番号帯で固定電話でもM2Mでも使えるようにしてほしいのか、固定用のM2M専用番号というものを別途考えるのか、そもそも固定網では、そのようなものはいらないのか。携帯電話事業者さんに敢えて聞く必要はないかもしれないですけれども、M2M専用番号についてとか、そういうことで項目を立てるのであれば、固定事業者さんとM2Mサービス事業者さんには固定網での利用の可能性も一応聞いておいたほうがいいのかと。

【瀬島番号企画室課長補佐】 M2Mサービス利用事業者さんのほうにもという感じですか。

【相田委員】 今回どういう事業者さんに聞くかにもよりますし、実際、現状では携帯電話しか利用されていないと思います。あるいは、結局固定でやられているサービスというのは電話番号以外の識別子、IPアドレスとかURLとかやっつけらるのだと思うのですけれど、携帯電話番号を利用するM2Mサービスの需要ということから限定的になっているので。

【酒井主査】 確かにそうですね。固定事業者のほうに、そういうことも。携帯事業者に聞く必要は全然ないでしょうけれど。

ちょっとわからなかったのですが、現に利用している利用者への影響をというのは、こ

の利用者というのは携帯端末の利用者ですよ。M2Mの利用者ということでしたか。

【瀬島番号企画室課長補佐】 実際には、今、M2Mサービスを受けている利用者の方です。通常の音声携帯電話に影響があるようであれば、そういったことも書いていただければと思いますけれども。

【酒井主査】 この場合の利用者というのは、例えばパラメータとか自動販売機とか、そういうものに何か影響があるかという話ですね。

【瀬島番号企画室課長補佐】 はい。

【相田委員】 通信モジュールで使っている090番号、080番号、070番号を返還して、020番号に、020番号ではないかもしれませんが、新しいM2M専用番号にいただける可能性はありますか。

【酒井主査】 そういうことですね。

利用者保護というと、利用事業者保護ではないような感じがしますが、同じことですものね。確かに、おっしゃるとおり。分かりました。

他はいかがですか。その後で、また何か別のことが出てくるかもしれませんし、それは分かりませんが。

【三友委員】 1点確認なのですが、2ページの(1)の携帯電話番号の需要についての3つ目の、今後070番号の需要の伸びと書いてあるのですが、これは要はM2Mを除く携帯電話番号の需要の伸びということですね。

【瀬島番号企画室課長補佐】 そうでございます。

【三友委員】 070番号ということではなくて。

【瀬島番号企画室課長補佐】 実際には、総務省が持っているのも070番号しか残っておりませんので、こういう書き方をしております。

【三友委員】 持っているコマは、そこにしかないということなのでしょうか。今後もまだあるかもしれないので。

【瀬島番号企画室課長補佐】 そうですね。

【三友委員】 違う番号帯が与えられたことも前提として考えなければいけないようなので、そうすると070番号というよりは、M2Mを除く従来どおりのといいますか、通常の携帯電話の需要予測ということなのですか。

【堀内番号企画室長】 ご指摘のような趣旨です。

【酒井主査】 他の点は、よろしいですか。

それでは、どうもありがとうございました。今、ご指摘いただきました、例えば固定電話の番号にM2Mの専用番号、そういったことにつきましても、一応私のほうに一任いただきまして、事務局と相談の上、ヒアリング項目への反映を行いまして、皆様にご報告するとともに、関係事業者に対して事務局からヒアリングを要請させていただきたいと思っております。

議題（3）消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの1XY番号の付与について

【酒井主査】 それでは、次の議題に移ります。昨年、本委員会でも議論いただき、答申をまとめました、国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号の利用の在り方につきまして、事務局から報告がございます。資料13-4だと思いますが、消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの1XY番号の付与につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【瀬島番号企画室課長補佐】 資料13-4に基づきまして、ご説明させていただきます。1ページをご覧ください。消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルへの1XY番号の付与につきましては、先ほど酒井先生がおっしゃいましたとおり、昨年の情報通信審議会、国が提供する相談ダイヤルへの3桁番号利用の在り方について諮問させていただきまして、12月に答申をいただきました。その中において、総務省が1XY番号を定め、告示改正を行った際は、情報通信審議会に報告することが適当とされております。

そのため、6月18日の情報通信審議会の電気通信事業政策部会でもご報告させていただきましたものでございますが、電気通信番号政策委員会でも報告させていただきます。

消費者ホットライン及び児童相談所全国共通ダイヤルの要望について、本答申を踏まえて総務省において検討しまして、平成27年3月に電気通信番号規則の細目を定めた件、こちらは告示になりますが、こちらを改正しております。消費者ホットラインについては188番号、児童相談所全国共通ダイヤルについては189番号を付与しております。両ダイヤルとも、平成27年7月1日、明日からですけれども、3桁の運用を開始する予定でございます。

あわせて1XY番号の利用実態を調査し、平成27年3月、総務省ホームページに最新の利用状況を公表しています。現在49番号について用途を設定しておりまして、51番号は保留状態になってございます。

簡単ですが、説明は以上となります。

【酒井主査】 どうもありがとうございました。

では、ただいまの報告につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

【相田委員】 この4ページ以降の参考3で、今回調査の結果として利用解除を行い保留に戻したものは何と何があるのか、お分かりだったら教えていただけませんか。

【堀内番号企画室長】 答申をいただいた後、総務省において1XY番号の指定事業者に対して利用実態調査をさせていただきました。その際に、107番号、121番号、125番号、155番号、166番号、169番号の6つの番号については、これらはB分類の番号ですが、既に利用実態がなく、かつ今後の利用予定もないことが判明しましたので保留に戻しております。

なお、説明資料では、基本的に新しく付与し、告示改正を行った番号ということで、消費者ホットラインの188番号、児童相談所全国共通ダイヤルの189番号のことを記載させていただいておりますが、厳密に申し上げれば、告示改正を行う際に、103番号という各事業者が網内番号を中心に行っていた番号案内につきましても、既に利用実態がなく、かつ今後の利用予定もないことが判明しましたので、103番号を削除するとともに、188番号と189番号を追加するという告示改正を行っております。

【相田委員】 ありがとうございました。

【酒井主査】 他はいかがですか。よろしいですか。

それでは、以上で本日の委員会で予定された議論は終了となります。事務局より、次回会合の日程等につきましての周知お願いいたします。

議題(4) その他

【瀬島番号企画室課長補佐】 本日は活発なご議論いただきまして、ありがとうございます。

次回の第14回会合についてですが、7月9日13時から予定させていただいております。場所は総務省第1会議室で開催する予定でございます。一部の方のご都合を配慮できず、申し訳ございません。

また、第15回会合の時間、場所等、詳細につきましては別途事務局よりご連絡させていただきます。次回と次々回会合につきましては、本日ご議論いただいた内容を踏まえまして、関係事業者へのヒアリングを実施いたします。

以上でございます。

【酒井主査】 よろしいですか。

閉 会

【酒井主査】 それでは、これで終了いたします。どうもありがとうございました。

以 上